

(千葉危機管理室長)

定刻になりましたので、ただいまから大田区防災会議を開催いたします。本日は、大変お忙しい中、大田区防災会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。私は、大田区総務部危機管理室長千葉でございます。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、大田区防災会議の会長であります、鈴木区長からご挨拶申し上げます。

(鈴木区長)

本日は、大変お忙しい中、大田区防災会議へご出席いただき、誠にありがとうございます。大田区長の鈴木晶雅でございます。区長として就任以来、都心南部直下地震の発生時に想定される被害に対応できる「新たな危機管理体制の構築」に全庁を挙げて取り組み、その進捗を防災会議で報告してまいりました。

各応急対策については、目指す姿と現状分析を踏まえ、区内全域に被害見積を展開し、必要な施設や職員の配置などの体制を検討し、災害対策本部運営訓練で検証してきました。そのテーマ数は12に上ります。令和8年度は、集大成として、これまでの検討・検証成果を大田区地域防災計画へ反映させる改訂作業を行いますので、議事の1番目は、「大田区地域防災計画（令和8年度修正）」といたします。

また、現在、東京都の防災の焦点は、避難所環境の改善と在宅避難支援へと移りつつあります。区は、この重要性に鑑み、令和7年度当初から都と密接に連携し、先行して災害用シャワーや携帯トイレなどスフィア基準を踏まえた避難所環境の改善に資する物品を取得するとともに、令和8年度も災害用シャワーのほか、簡易ベッドや簡易トイレなど、整備計画に基づく予算要求を継続しています。スフィア基準の環境を避難者に提供することと在宅避難を促進することは表裏一体の関係にあり、避難所環境の改善に目処が立ったこともあり、令和8年度は、都と連携を一層深め、「在宅避難支援体制の構築」に舵を切り、具体策を検討することとし、議事の2番目は、「避難所環境の改善・在宅

避難支援体制の構築」といたします。

その他、多数の議事を予定しておりますが、令和8年度は、「新たな危機管理体制の構築」の集大成の年として、さらに「在宅避難支援体制」の構築を促進する重要な時期となります。

本日は、これらの方向性について、ご審議を賜り、来年度の体制改革へ機運を一段と高め、強い推進力を持って邁進してまいります。ご出席の皆様には忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(千葉危機管理室長)

区長ありがとうございます。次に大田区防災会議の位置付けについて確認いたします。防災会議は、災害対策基本法に定めがあり、区市町村単位で設置が義務付けられている会議体でございます。その設置目的は、当該区域にかかる地域防災計画の作成及びその実施の推進のほか、区長の諮問に応じて当該区域にかかる防災に関する重要事項を審議することとされております。また、この防災会議は、大田区ホームページにて公開し傍聴人を募るとともに、会議の実施後、議事録を公開することとしております。ご理解の程、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事、および皆様のお手元にお配りしてございます、資料の確認をさせていただきます。(以下、資料確認のため省略。)

それでは、続きまして、防災会議委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料番号1の大田区防災会議委員名簿をご覧ください。今年度新たに委員委嘱を行った者には、新任の欄に印をつけております。本来であればお一人ずつご挨拶を頂戴したいところですが、お時間の関係上、新たに委員となった方のお名前を読み上げさせていただきます。その際、挙手をお願いいたします。また、引き続き委員を担っていただいている方々につきましては、資料の配布をもって変えさせていただきますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

それでは、新任の読み上げを行います。（【資料番号1】大田区防災会議委員名簿（令和8年3月時点）記載の新任委員を紹介）

以上を持ちまして、大田区防災会議委員の紹介とさせていただきます。それでは、本日の議事に入らせていただきます。ここからの進行は会長である鈴木区長にお願い申し上げます。

（鈴木区長）

それでは、次第に沿いまして、議事を進めます。議事の1点目から2点目については合わせて説明し、質疑応答についても後ほど合わせて行います。まずは「大田区地域防災計画（令和8年度修正）について」です。

（長谷川防災計画担当課長）

資料番号2-1「大田区地域防災計画（令和8年度修正）について」をご覧ください。

令和8年度末を目標とした大田区地域防災計画の改訂業務の概要について、報告します。項番1・2について改めて説明しますと、鈴木区長着任以来取り組んできました都心南部直下地震発生時に想定される被害に対応しうる「新たな危機管理体制の構築」について、これまでの検討及び訓練での検証成果や各地で発生する自然災害の教訓を踏まえた検討成果を地域防災計画に反映します。

項番3は修正の概要で、事務局体制、帰宅困難者対策、遺体の取扱い、災害時物流、補完避難所運営体制、避難所環境の改善・在宅避難支援体制、富士山大規模噴火時の降灰対策、令和7年9月豪雨を受けた風水害予防・応急・復旧計画などを修正してまいります。

資料番号2-2には、これまでの災害対策本部運営訓練での検証状況をまとめていますが、テーマ数は実に12に上ります。このうち、災害時物流に関しては、本日の会議の議事にもありますが、「災害時物流最適化計画」を反映します。

風水害対策については、令和8年5月末を目処に気象庁が新たな「防災気象情報」の運用を開始します。これにより、区民の皆様にとっては、避難行動を取るべきタイミングが大幅に改善されるものの、区の災害対策本部としては、気象台や河川事務所との連携を一層強化する必要性が生じ、令和7年9月豪雨の教訓とともに、災害リスクに応じた避難対策へと抜本的な改善が求められます。これらの、修正事項を、令和8年度を通じて議論し、地域防災計画を改訂します。

項番4、大田区地域防災計画の改訂にあたっては、これほどの大修正に際しては、計画全体の一貫性・整合性を確保することが重要となり、改訂作業については業務委託公募型プロポーザルを実施します。すでに、公募期間は終了しており、参加表明事業者に対しては、4月に選定委員会により2次の審査を実施し、委託業者を選定します。

最後に項番5、修正スケジュールです。4月に委託業者を決定・契約しますと、これまでの検討・検証成果を基に修正の骨子を盛り込んだ概案を事業者へ提供し、災害対策各部のヒアリングなどを経て、10月を目標に素案を作成します。11月に予定している防災会議で素案を提示した後、パブリックコメントや東京都総合防災部との調整を経て令和8年2月に修正案を完成させ、令和9年3月に予定する防災会議で決定したいと考えます。大田区地域防災計画（令和8年度修正）についての説明は、以上です。

続きまして、資料番号3「避難所環境の改善・在宅避難支援体制の構築について」をご覧ください。

区は、東京都の指針に基づき、スフィア基準を参考にした避難所環境の改善に着手しました。項番2、都心南部直下地震発生時に区内の避難所に想定される避難者数は約21万人と見込まれます。この全ての方へスフィア基準を満たす環境を提供することは、現実的ではなく、自宅が全壊した被災者約3.2万人を対象として、必要な物品を整備する方針としました。

項番3、避難所環境整備事業の概要です。自宅が全壊した被災者を対象として必要な居住スペースを確保するとともに、簡易ベッドと仕切りの整備を現時

点では10年計画で進めます。令和8年度は、10分の1にあたる3,200セットを取得する予定です。近隣に入浴設備のない地区を対象として災害用シャワーを導入します。令和7年度に先行して5基を取得し、令和8年度に10基を取得して、導入を完了します。また、発災直後に避難所へ避難する全ての方を対象に、スフィア基準に基づき不足する簡易便器及び3日分の凝固剤等の災害時トイレを確保します。令和8年度に不足分を取得し、導入を完了します。さらに、ペットの受け入れ体制に必要なペット用ケージ等の物品も取得する予定です。

項番4、スフィア基準を踏まえた避難所環境の改善に際し、区の方針としては、発災当初は避難所へ避難される方全員を受け入れます。その後、自宅の建物の安全性を判断していただき、徐々に自宅に戻って生活を継続していただき、2週間を目途に、自宅が全壊した被災者3.2万人を対象として、指定避難所や補完避難所に受け入れ、スフィア基準を踏まえた環境を提供します。

項番5、ここからが令和8年度の重要な取り組みとなります。物品の調達が目途が立ったことから、いかに自宅等へ戻って生活を継続していくかが課題となります。まずは、建物の安全性の緊急的な判断です。発災後速やかに、住民自らが自宅等の安全性について確認でき、平時からの備えにより各住戸内の安全性が確保されていることを目指します。国土交通省がパンフレット「木造住宅の地震後の安全チェック」を作成し、公表しています。パンフレットには、木造住宅の傾きやひび割れなど4つのチェック項目が挙げられており、写真やイラストを参考に、目視で簡易に確認できると記載されています。区民が建物や設備等の安全性の確認方法を認識し、訓練等により、発災後に迅速かつ簡便に安全確認できる体制を整備することが重要です。

項番6、次に在宅避難支援体制の構築です。区民が安心して在宅避難を行うためには、それぞれが防災の基本である自助・共助に取り組むとともに、在宅避難者を支える上で必要な公助等の備えを万全にしていく必要があります。支援拠点の設定にあたっては、避難者数に加え、災害の種別、給水場所の位置や支援拠点間の距離、在宅避難者の移動の可能性等を総合的に考慮して指定し、避難所と同様に区民に周知する必要があります。また、支援拠点の運営に多様な視点が適切に反映されるよう、運営主体の構成員や役割分担なども検討

する必要があります。

項番7、このように、避難者を自宅等へ誘導し、在宅避難支援体制を構築するには、多岐にわたる検討が必要と考えられます。そこで、試行的な取り組みではありますが、防災会議に部会を設置し、令和8年度第1回防災会議開催前を目標に初会合を開く予定です。避難所環境の改善と在宅避難支援体制の構築についての説明は、以上です。

(鈴木区長)

それでは、質疑に入ります。只今の説明についてご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

(久保田委員)

資料番号3に記載のスフィア基準について、区内の避難所避難者を3.2万人とされていますが、この人数の根拠はありますか。算出方法などもありましたらご説明をお願いします。

(長谷川防災計画担当課長)

東京都が策定しました被害想定によると、大田区内で全壊の建物数が示されており、そこに居住されている世帯数は4.7万人という数字が出ています。3.2万人という人数は、スフィア基準を適用した際に、現在の指定避難所・補完避難所に入れる人数であり、残りの1.5万人は広域避難での対応と想定しています。したがって、3.2万人の根拠は、スフィア基準を適用した際に、物理的に避難可能な人数となっております。

(久保田委員)

想定以上の被害が発生した際の対応はどのようにお考えでしょうか。

(長谷川防災計画担当課長)

補完避難所の予備的な準備を進めています。また、そのような場合にはさらなる広域避難を追求していくものと想定いたします。

(久保田委員)

避難所の運営について、区民が自助・共助の視点で携わるとともに、共助の観点から区の職員も対応されることと思われませんが、区の職員の皆様が、発災時どこに参集して、どのような役割を担うのかなどの教育体制について、どのようなものがありますでしょうか。

(長谷川防災計画担当課長)

地震が発生した際に避難所に参集し、運営を行う職員を事前に指定しており、年数回の訓練を実施しております。一方で、補完避難所については、事前に従事職員を指定していないため、発災時に参集することができた職員に従事いただく想定です。

(久保田委員)

3.11 東日本大震災の際、区の職員の方も大変なご苦勞をされたと聞いておりますが、一方で、発災時のご自身の役割を把握されていない職員の方もいたという事例もうかがいました。また、年度が切り替わる人事異動などで災害発生時の役割についても変更になる部分が多々あると思いますので、そのあたり周知徹底をお願いしたいと思います。

(志村委員)

在宅避難への移行ということですが、そもそも避難ができない、在宅から動けないという方もおり、発災時どのようなようになるのか不安であるという声を聞いています。また、福祉部の方で個別避難計画の作成が進められていますが、なかなかご本人様や支援者がイメージしづらい部分があるようですので、そういった観点にも注目いただき、障がいのある方が置き去りにならないような計画の推進をお願いしたいと思います。

(鈴木区長)

次の議事に移ります。議事の3点目から5点目については合わせて説明し、質疑応答についても後ほど合わせて行います。まずは「令和7年度災害対策本部運営訓練成果」についてです。

(長谷川防災計画担当課長)

資料番号4-1「令和7年度災害対策本部運営訓練前段（遺体の取扱い実動

訓練) 成果」をご覧ください。A 4 横の資料でございます。訓練の目的は、都心南部直下地震発生時に想定される遺体の対応について、遺体収容所の開設から搬送・受付・検視・身元確認を含む遺体の取扱い業務の一連の行動を遂行し、各班の識能向上を図ることです。訓練は令和 7 年 12 月 18 日 9:00～15:00 の間、平和の森会館で実施しました。

参加者は、警視庁第二方面本部、陸上自衛隊第 1 普通科連隊、協定締結団体、区の防災危機管理課、区民部、福祉部、健康政策部です。なお、区長には現場を視察していただきました。中央の表には訓練会場のレイアウトを載せています。左側には平和の森会館の航空写真を示し、駐車場にテントを設営して受付・検視・検案所を設置、会館内には遺体安置所・遺族控室・書類等交付所を配置しています。右側のレイアウトには、ご遺族の移動経路を青色、ご遺体の移動経路を赤色で示しています。

最下段の成果としては、

- ・遺体安置に必要な施設、運営に必要な職員及び物品確保の必要性
- ・ご遺体及びご家族への対応について、習熟を図る必要性
- ・ご遺族に対するご遺体情報の提供要領の検討の必要性
- ・警視庁をはじめ、東京都、監察医、歯科医師会との更なる連携の必要性
- ・メディア対応の習熟の必要性 などです。

続きまして、資料番号 4-2 「令和 7 年度災害対策本部運営訓練後段（輸送経路の確保図上訓練）成果」をご覧ください。A 4 横の資料でございます。訓練の目的は、都心南部直下地震発生時に想定される区内の道路障害状況を踏まえ、食料等の輸送経路を確保するため、区の道路啓開能力を考慮した啓開要領を検討し、関係団体等へ啓開要請を行う対応行動を訓練し、災害時物流の実効性を確保することです。

令和 8 年 1 月 28 日 10:00～11:30 の間、庁議室等で実施しました。参加者は、警視庁第二方面本部、東京消防庁第二消防方面本部、陸上自衛隊第 1 普通科連隊の防災関係機関の他、区側は本部長以下災害対策本部及び災害対策各部になります。

中段には訓練のイメージ図を記載しています。左側には、東京流通センターを出発した食料輸送車が途中の道路状況により立ち往生する様子や道路障害物除去路線や防災船着場近傍の道路障害状況を付与し、災害対策本部は区内全域の道路状況の把握に努めます。中央部では、区が有する道路啓開能力と各団体の特性を踏まえ、優先順位と啓開要領を決定し、啓開要請を行います。右側には、道路啓開間の輸送計画の変更を示しています。

最下段の成果としては、

- ・このような高度な輸送計画の作成には、物流コーディネーターの助言や調整が不可欠であること。
- ・道路啓開計画の作成にあたっては、道路状況の情報集約に加え、道路啓開能力の把握、優先順位の決定、そして関係団体の特性に応じた啓開計画の作成が重要であることなどです。

令和7年度災害対策本部運営訓練の成果では、以上になります。

(石塚防災支援担当課長)

資料番号5番、「令和7年度大田区総合防災訓練の実施結果について」をご覧ください。

大田区総合防災訓練については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、中止や形を変えこれまで実施してまいりましたが、今年度は久々に、地域の方と協働して訓練を実施いたしました。

項番1は糺谷地区で実施された訓練の結果です。(1)実施日時(2)会場は記載のとおりです。(3)主要訓練項目を「要配慮者への対応」とし、学校防災活動拠点と連携し、課題の検証を実施いたしました。

内容につきましては、要配慮者スペース訓練として、避難者の受け入れ、要配慮者の方々のヒヤリング(写真左)や移動の支援、要配慮者スペースでの対応(写真右)や資機材や備蓄物品の展示と説明を実施いたしました。実施後には訓練参加者の方々との振り返りも実施しております。振り返りの中では、個人情報取り扱いやそれぞれの特性に応じた配慮の必要性などの課題が挙げられ

ました。また、お互いを尊重すること、自助・共助が重要であること、同様の訓練の継続が大切であることが意見として上がりました。

この訓練を通じ、マニュアルの見直しや平時のつながりの強化に努めてまいります。また、糀谷中学校で実施された今回の訓練では、大規模災害の発生を想定し、発災時に取るべき正しい行動や在宅避難の重要性について、関係する機関みなさまと連携し、体験や啓発も実施いたしました。地震体験や初期消火訓練など体験型の訓練の様子は、写真のとおりです。

次ページをご覧ください。参加各団体の広報や展示も実施いたしました。東京消防庁のポラリスは、道路狭隘や悪路でも走行可能な車両で、能登半島地震にも出動しました。自衛隊の野外支援車は4トントラックをベースに制作されたトイレカー、1日1000回分（1回250cc）を処理できます。一般財団法人JIAとJGKAの啓発ブースではカセットボンベを用いた発電機などの紹介がありました。

NPO法人コネクトは、災害時のトイレの重要性を、NTTの啓発ブースでは今は珍しくなった公衆電話の使用方法などを、東京電力は感震ブレーカーのシミュレーション体験を通じ出火防止をそれぞれ啓発いただきました。その他に、写真の添付はありませんが、IDS（池上ドローンスクール）、東京都下水道局、東京ガスの皆様にも防災にかかる啓発を実施していただきました。（7）、訓練参加者数ですが、約1400名の方々にご参加いただきました。

項番2は蒲田東地区で実施された訓練の結果です。（1）実施日時（2）会場は記載のとおりです。（3）主要訓練項目を「災害時の物資輸送」「避難所での外国人対応」とし、課題の検証を実施いたしました。内容につきましては、災害時の物資輸送訓練として、トラック協会にご協力いただき、物資の受け入れ、運搬や仮置きなど管理、仕分けを実施いたしました。

また要配慮者である外国人への対応として、やさしいコミュニケーション協会から講師をお招きし、やさしい日本語を用いた外国人とのコミュニケーションについて学んでいただきました。

次ページをご覧ください。また、新宿小学校で実施されたこの訓練では、発災時に取るべき正しい行動や在宅避難の重要性、顔の見える関係性構築を目的として、関係する機関みなさまと連携し、バケツリレーなども実施いたしました。バケツリレーや初期消火訓練、自衛隊による炊き出し訓練と簡易トイレの啓発の様子は、写真のとおりです。また、水道局や下水道局の広報、展示も実施いたしました。

(7) 訓練には約350名の方々にご参加いただきました。参加ご協力いただきました皆様、どうもありがとうございました。自治会・町会から参加されました方々へアンケートも実施しております。総合防災訓練の全体としての感想は、とても良かった、良かったが、糀谷地区では80.7%で、蒲田東地区では93.8%でした。また、各検証課題の理解度としては、とても理解できた、概ね理解できたで約65%から70%でした。

続きまして、議事の5点目、資料番号6番、「令和8年度大田区総合防災訓練の実施方針について」を、ご覧ください。項番1、はじめに実施目的ですが、令和7年度と同様で、変更点はございません。項番2今年度の総合防災訓練の実施内容については、議事4点目で説明のとおりです。

項番3令和8年度の訓練内容案ですが、検証課題を「在宅避難」と「避難所環境の改善」とし、具体的には、「マンションの防災対策」と「避難所DX」とし、実施の予定です。久が原地区と池上地区でそれぞれ調整を進めさせていただいております。今後、実施細部は地域の方々との話し合いで決定してまいります。関係機関の皆様、どうぞご協力をお願いいたします。

最後に、令和8年度も、訓練の検証結果は、実施地区以外にも広く共有し、課題を認識していただくために、訓練の様子を動画撮影し、区公式HPにて公開させていただきたいと考えております。説明は以上です。

【質疑・ご意見について特になし】

(鈴木区長)

続きまして、議事の6点目から9点目については合わせて説明し、質疑応答

についても後ほど合わせて行います。まずは「大田区災害時物流最適化計画の策定について」です。内容については事務局から説明をお願いします。

(荒浪防災危機管理課長)

「大田区災害時物流最適化計画（案）」についてご説明します。本計画は、発災時に必要な備蓄物資を速やかに避難所に届け、避難者に配布するために、備蓄物資の備蓄倉庫への適切な配置や更新を含めた品質の維持管理、また、国や東京都からの受援物資の受け入れや配送方法などについてまとめた計画でございます。

資料6をご覧ください。第3章第1節で、備蓄物資の適正配置に向けて、新たな基本方針を示しております。

- 1 集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた配置とする。
- 2 想定避難者数の分布に対して偏りがないように配置する。
- 3 各エリア内で備蓄物資の柔軟な配分や調整を可能とする。
- 4 区内の地理的特徴や道路状況を考慮した輸送手段・経路を検討する。としました。

第2節で、計画の基礎となるエリアを、出張所管轄を組み合わせ、7つに分けました。

第3節では、備蓄倉庫を機能別に4種類に分類し、備蓄品の使用時期を考慮した集中備蓄と分散備蓄について整理しています。Aの避難所備蓄倉庫は、現行同様に約1,500人分の備蓄物資を集中備蓄します。Bの地区備蓄倉庫は、避難所とペアリングした近隣の倉庫を指し、避難所で不足する物資を補完備蓄します。Cの中核備蓄倉庫は、7つのエリアごとに原則1か所指定し、補完避難所の必要物資や各エリアの予備の物資等を備蓄します。Dの広域備蓄倉庫は、京浜島の地区備蓄倉庫を指し、発災翌日以降に使用する備蓄や資機材を備蓄します。各エリア内で避難者数にあわせて各倉庫から備蓄物資を柔軟に調整し、配送することで、発災後に迅速に備蓄物資が活用できる体制とします。

第5節では、備蓄物資について避難者400人分を1ユニットとして配置することが、大田区の避難所運用上望ましいため、各中核備蓄倉庫などにユニット

単位で配置・配分することとしました。

第4章では、4種類の備蓄倉庫ごとの配送に係る役割分担や地形等を考慮した輸送ルートをまとめました。第5章では、平時の倉庫管理を適切に行うため、倉庫内のレイアウトや備蓄物資の更新時期等の方針を定めました。第6章では、発災後のフェーズに応じた国や東京都からの救援物資の流れや対応についてまとめております。

本計画を実装するため、次年度は各地区備蓄倉庫にある備蓄物資を大幅に入れ替える予定です。発災時に必要な物資が迅速に届くよう、災害時の物流体制を推進してまいりますので、地域や関係機関の皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

(長谷川防災計画担当課長)

資料番号8「民間企業との災害時協力協定の締結について」をご覧ください。

令和7年度に新規に締結した災害時協力協定は49件に上ります。そのすべての協定の概要を資料に記載しています。資料に記載されている協定は21件ですが、複数の事業者と締結する協定は、事業者ごとに1件としているため、全体で49件となります。これにより、令和8年3月末時点で総協定数は267件になります。

主な協定をご紹介しますと、資料1枚目、株式会社八洋様には飲料水の優先供給、株式会社イトーヨーカ堂様には水害時の高台緊急避難施設などの施設提供、株式会社ハミングバード様にはドローンによる情報収集、資料2枚目、株式会社トレミール様には通信機器等の提供、株式会社ルネサンス様には入浴支援や施設の提供、株式会社源長様には食事提供などの協定を締結しました。その他の協定も、後ほど資料でご確認ください。民間企業との災害時協力協定の締結についての説明は、以上です。

(白井企画課長)

資料番号9「災害時復興ビジョンの策定について」の見開き内側の左側のペ

ページをご覧ください。策定の趣旨、背景から説明いたします。地震や風水害等、大規模な災害が発生し、重大な被害を受けた場合、速やかに都市機能、区民生活の復興ができるよう、平時の内から復興に関する基本的な考え方をまとめておくということで策定いたしました。

位置づけとしましては、大田区基本構想を踏まえまして、災害から復興に向けた基本的な考えとして示しており、図にあるとおり国土強靱化地域計画、地域防災計画、そして今回策定した復興ビジョンの3つを持ちまして、平時と発災直後の対応、大規模な被害を受けた場合の復興期における考え方、それをまとめるためのもととなる復興ビジョンというものとなっております。

復興関連の考え方ということで、一番下の図をご覧ください。今回策定したのは、あくまで事前方針ということで、基本的な考え方をまとめさせていただきました。当然、災害の種類や被害の状況によって個々変わるものになりますので、現時点で細かな計画を定めるものではなく、大規模な被害が発生した際に、速やかに復興方針、復興計画を策定し、復興に向けた動きが少しでもスムーズになるようにあらかじめ定めたものとなります。

右側のページをご覧ください。今回想定した被害については、新たなものではなく、すでにハザードマップに掲載されているものを取り上げております。そして、中段下段に課題を整理しています。大きく4つ（都市復興、住宅復興、生活復興、産業復興）の категорияに分けており、国・都の考えに基づく整理となっております。

表面の左側ページをご覧ください。今回策定した基本的な考え方、理念をまとめております。こういった考え方、理念を事前に策定しておくことにより、大規模な被害を受けた際に、当面は応急処置を行う中で、並行して復興に向けた動きをしていくが、かなりの混乱している中で行っていくにあたり、あらかじめ理念を定め、それぞれの分野別に考え方をまとめております。

本日説明した資料は概要版となっております。本編については、現在準備中ではございますが、区HPに掲載予定です。この概要版については、特別出張所や区立図書館など、区施設で配布させていただいております。こちらを区

民の方にもご覧いただき、区として事前に考え方をまとめているということ
知っていただき、お一人お一人の防災に対する考え方・取り組みを改めて見直
していただきたいという主旨もございます。

(長谷川防災計画担当課長)

資料番号 10「大田区防災会議運営規定の改正について」をご覧ください。

今回の大田区防災会議運営規程の改正の趣旨は、委員の代理出席に関する規
定の見直しです。大田区防災会議は、災害対策基本法第 16 条及び大田区防災
会議条例に基づき設置される区長の附属機関です。附属機関の委員は、地方公
務員法上の「特別職の公務員」に該当し、高度な専門性と公平性を基に任命さ
れているため、代理出席は原則として認められません。

つきましては、現行の大田区防災会議運営規程に記されている代理出席の規
定を改正する方向で検討しています。改正案は、資料に示すとおり、第 2 条第
4 項の「代理出席」に関する規定を削除するものです。委員ご本人が出席でき
ない場合には、代理出席としてではなく、関係者として出席していただき、会
議を聴講していただく形とします。説明は以上です。

(鈴木区長)

それでは、質疑応答に移ります。現在の報告について、ご意見やご質問がご
ざいましたらお願いします。

(久保田委員)

物流最適化計画概要版の第 3 章第 3 節「備蓄倉庫の機能と位置づけ」にあり
ます「B 地区備蓄倉庫の二つ目の・部分」について、「地区備蓄倉庫に取りに
行き、指定避難所へ輸送」とありますが、実際に誰が取りに行くのかの想定は
あるのでしょうか。また D のパターンにおいて、被害状況によっては道路が寸
断され、物流業者での輸送が難しい場合が想定されます。このような場合の対
応について、何か対応策のようなものはありますでしょうか。

(荒浪防災危機管理課長)

実際に誰が取りに行くかについてですが、避難所の運営スタッフや避難して

いる区民の皆様にご協力をいただいでの輸送ということで検討しております。ただし、地域ごとに特性がありますので、各地域に説明を行っていくうえで、どのような運用としていくかを検討していきたいと考えています。

広域備蓄倉庫からの輸送について、ご意見いただきました通り被害によっては道路状況により当初の想定通りにいかない部分も出てくると思いますが、関係部局との連携により、計画的に道路啓開を行うことで、輸送ルートの確保に努めていきたいと考えております。

【議事内容、他に区の防災対策全般に対する質問やご意見、特になし】

(鈴木区長)

所定の時間になりました。それでは、議事を終了したいと思います。全ての議事が終了しましたので、司会を事務局に戻させていただきます。

(千葉危機管理室長)

ありがとうございました。本日、机上配布させていただいた資料につきましては、お持ち帰りになっていただきますようお願い申し上げます。

以上で、大田区防災会議は閉会といたします。